

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
政策の名称	措置命令の対象拡充
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp
評価実施時期	平成22年2月16日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集及び運搬並びに産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われ、生活環境保全上の支障が生じている場合には、それらの行為を行った者等に対し、当該支障の除去等を命ずることを可能にすることにより、支障の除去を行うとともに、支障の拡大を防止する。
内容	措置命令の対象に、一般廃棄物処理基準若しくは産業廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集運搬、産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管を追加する。
関連条項	第19条の4第1項、第19条の5第1項
必要性	不法投棄は全体としては減少傾向にある一方で、廃棄物の収集運搬過程における積替保管や、排出事業者による保管が長期にわたるなど不適正に行われ生活環境保全上の支障を生ずるケースが問題として顕在化してきている。 現行法においては、廃棄物収集運搬業者が行う収集運搬やその過程で行う保管及び排出事業者自らが行う保管については、生活環境保全上の支障が生じ迅速な対応が必要な状況であっても、支障の除去等のために必要な措置(措置命令)を命ずることができない。また、当該収集運搬や保管を行っていた者が逃亡等した場合に都道府県知事が代執行を行うこともできない。そのため、これらの行為を措置命令の対象とする必要がある。
費用	
遵守費用	そもそも基準に適合した収集運搬・保管を行っている限りにおいては措置命令の対象にはならず、新たな負担が生ずるものではない。
行政費用	特になし。
その他の費用	特になし。
便益	廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集運搬、産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われ、生活環境保全上の支障が生じている場合に、公費の投入なしに、これらの行為の行為者等に対し支障の除去等を命ずることができる。これにより支障の除去と拡大の防止が可能となる。

想定される代替案		
代替案①	廃棄物処理基準に適合しない収集若しくは運搬を行った者又は産業廃棄物保管基準に適合しない保管を行った者を処罰することとする。	
	費用	
	遵守費用	これらの行為を行った者は処罰の対象となり、罰金刑又は禁固刑の刑に処せられるという負担が生ずる。
	行政費用	これらの行為を行った者を処罰する必要が生ずる。また、これらの行為によって生活環境保全上の支障が生じた場合には、行為者等が存在し、又は行為者等に資力がある場合でも、都道府県知事は当該支障の除去を公費を投入して自ら行う必要が生ずる。
	その他の費用	特になし。
便益	廃棄物処理基準に適合しない収集及び運搬若しくは産業廃棄物保管基準に適合しない保管を未然に防止できる。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>都道府県知事は、収集運搬や保管に伴う不適正処理に対し、迅速に対応することが可能になる。また、これらの不適正処理の行為者が逃亡等した場合に、行政による代執行が可能になる。</p> <p>また、そもそも基準に適合した収集運搬・保管を行っている限りにおいては、措置命令の対象にはならず、新たな負担が生ずるものではない。</p> <p>また、これらの基準違反を直罰にする方法も考えられるが、廃棄物処理基準に違反した「処分」を行い生活環境保全上の支障が生じた場合についても、直罰の対象としておらず、措置命令により担保している。</p> <p>以上のことから、生ずる負担と得られる効果、その必要性を比較しても、措置命令の対象を拡充することは適当である。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において、「収集運搬(積替保管を含む。)や保管によって生じた生活環境保全上の支障等の除去等を行う必要があるにもかかわらず処分者等に除去する意思又は能力がない場合に迅速に対応できるよう、処理基準違反の収集運搬や保管基準違反の保管も措置命令の対象に含めるべきである。」とされている。</p>

レビューを行う時期又は条件
<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。</p>

備考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

規制の内容	措置命令の対象拡充		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-3581-3351 E-mail：hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性等	廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集及び運搬並びに産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われ、生活環境保全上の支障が生じている場合には、それらの行為を行った者等に対し、当該支障の除去等を命ずることを可能にすることにより、支障の除去を行うとともに、支障の拡大を防止するため、措置命令の対象に、一般廃棄物処理基準若しくは産業廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集運搬、産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管を追加する。		
	関連条項	第19条の4第1項、第19条の5第1項	
想定される代替案	代替案① 廃棄物処理基準に適合しない収集若しくは運搬を行った者又は産業廃棄物保管基準に適合しない保管を行った者を処罰することとする。		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	そもそも基準に適合した収集運搬・保管を行っている限りにおいては、措置命令の対象にはならず、新たな負担が生ずるものではない。	これらの行為を行った者は処罰の対象となり、罰金刑又は禁固刑の刑に処せられるという負担が生ずる。	
(行政費用)	特になし。	これらの行為を行った者を処罰する必要が生ずる。また、これらの行為によって生活環境保全上の支障が生じた場合には、行為者等が存在し、又は行為者等に資力がある場合でも、都道府県知事は当該支障の除去を公費を投入して自ら行う必要が生ずる。	
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集運搬、産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われ、生活環境保全上の支障が生じている場合に、公費の投入なしに、これらの行為の行為者等に対し支障の除去等を命ずることができる。これにより支障の除去と拡大の防止が可能となる。	廃棄物処理基準に適合しない収集及び運搬若しくは産業廃棄物保管基準に適合しない保管を未然に防止できる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	都道府県知事は、収集運搬や保管に伴う不適正処理に対し、迅速に対応することが可能になる。また、これらの不適正処理の行為者が逃亡等した場合に、行政による代執行が可能になる。また、そもそも基準に適合した収集運搬・保管を行っている限りにおいては、措置命令の対象にはならず、新たな負担が生ずるものではない。そのため、生ずる負担と得られる効果、その必要性を比較しても、措置命令の対象を拡充することは適当である。		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会意見具申（平成22年1月25日）において、「収集運搬（積替保管を含む。）や保管によって生じた生活環境保全上の支障等の除去等を行う必要があるにもかかわらず処分者等に除去する意思又は能力がない場合に迅速に対応できるよう、処理基準違反の収集運搬や保管基準違反の保管も措置命令の対象に含めるべきである。」とされている。		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成28年頃）を予定。		
備考			